

令和 6 年 4 月 10 日

第 1 回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和6年度第1回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年4月10日（水） 午後1時30分～午後1時55分

2. 場 所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（9名）

会 長

会長職務代理者 7番 鬼塚忠正

委 員 2番 永田麻衣 3番 坂口政文 4番 徳山道也

5番 清田伸一 6番 上田佳子 8番 清田 勇

9番 前川政樹 10番 小山省三

推進委員 藤本浩人、松永浩敬、清田耕士

4. 欠席委員（1名） 1番 山野信也

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第4号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸 局長補佐 奥村佳織

事務局

ただ今から、令和6年度玉東町農業委員会第1回総会を開会いたします。
はじめに、鬼塚会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は
~~全員出席のため~~（9名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立し
ていますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行
うこととなっております。それでは、会長職務代理者、よろしくお願い致
します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は4番徳山委員と5番清田伸一委員を指名します。
また、書記に事務局の奥村補佐を指名します。

よろしくお願いします。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請
について2件あがっております。1番について事務局より説明をお願いし
ます。

事務局

議案第1号、1番の農地法第3条の規定による許可申請について。

＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在70歳で米とみかんの栽培をされており、今回、規模拡
大のために申請地を譲受けるために申請されるものです。

申請地につきましては、5ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と
の調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、1番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

清田伸一委員

5番 清田委員

野菜を作られるということなので特に問題はありません。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 松永委員

みかんの方を熱心に作られています。規模拡大ということで特に問題は無いと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、1番は承認されました。

続きまして2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、2番の農地法第3条の規定による許可申請について。

＝1頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在49歳でみかん等の果樹栽培をされており、今回、相手

方の要望により申請地を譲受けるために、申請されるものです。

申請地につきましては、6、7ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、2番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

前川委員

9 番 前川委員

譲渡人は高齢で、今後の農業が出来ないということで譲受人が今後作るということで他に問題ないということです。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 清田耕士委員

何ら問題は無いと思われます。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、2番は、承認されました。

続きまして日程第3、議案第2号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
＝2頁、議案第2号について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

本案件は令和4年6月30日に農地法第5条で許可がありました案件です。申請物件は二俣字藤ノ尾の田2, 816㎡で、転用目的は資材置場です。備考欄の原因により計画を変更するものです。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

事業計画変更承認申請につきまして、皆さんからご意見等はありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第2号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第2号は、承認されました。

続きまして、日程第4、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について
＝3頁、議案第3号について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、和水町で一般貨物運送業を営われています。令和4年6月に申請地となりに転用許可申請を提出され資材置場として許可をもらわれておりましたが既存の場所では進入路が狭く車両の入場に支障が出るために今回新しく申請されるものです。

申請地につきましては、8ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
清田伸一委員

5番 清田委員

別に問題は無いと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 藤本委員

譲渡人も高齢で全然作付けもされていない状況でしたので、荒れるよりはいいと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。議案第3号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第3号は、承認されました。
続きまして、日程第5、議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

9ページです。(朗読)
10ページです。議案第4号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和6年3月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。
11ページをご覧ください。(総括表の説明)

12ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が4件、新規の使用貸借権が2件です。面積は、樹園地が12筆で15,850㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長

無いようですので、議案第4号、農用地利用集積計画の決定については（案）のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

- ・農地あっせん申し出について
- ・年間スケジュールについて

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

閉会 午後1時55分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年4月10日

玉東町農業委員会会長職務代理者

⑤

4 番委員

⑤

5 番委員

⑤